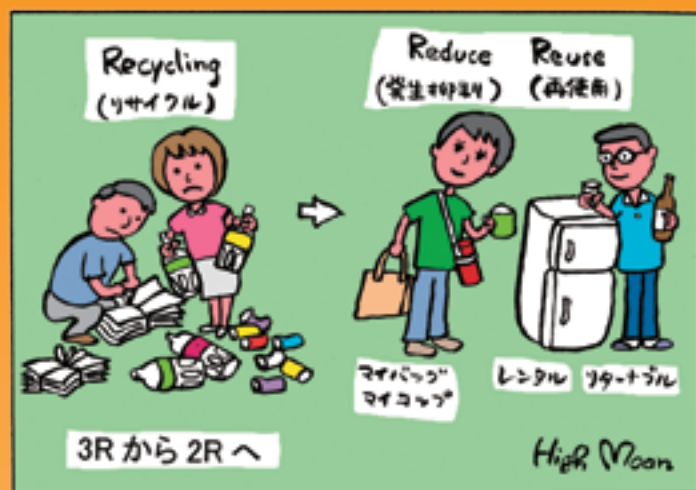


2R を促進する  
署名運動に  
参加して  
ください!



次の容器包装リサイクル法の改正では  
リサイクルよりも大切な  
**リデュース**（まず減らす）、  
**リユース**（くり返し使う）  
を促進する法律をつくろう！

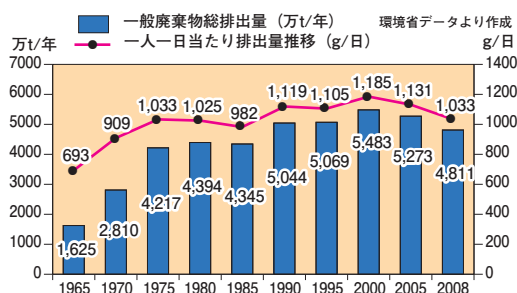
ReRe  
duce use

容器包装の3Rを進める全国ネットワーク

# Q1

なぜ、いま、2R を促進する署名をするのですか？

**A1** リサイクルは進んでいますが、ごみ排出量が減らないので、「容器包装リサイクル法」を改正して、ごみ排出量を減らすために行います。



この20年間、国民ひとりあたり、“毎日1kg超のごみ”が出し続けられています。2008年のごみ量は、国レベルでは約30年ぶりに5000万t/年を下回りましたが、リーマンショックの影響によるイレギュラーな数値と考えられるため、今後のリバウンドへの注視が必要です。

みなさんは、3Rという言葉を知っていますか？

ごみ排出量を減らすためには、ごみとなるものを減らし（Reduce）、次にごみになる前に繰り返し使い（Reuse）、そしてリサイクル（Recycle）する。この順番を守ることが大切です。

この順番を守らず、リサイクルだけを進めているのが、「容器包装リサイクル法」。

でも、リサイクルだけでは、ごみもCO<sub>2</sub>も減りません。この法律を、ごみを減らし持続可能な社会を実現するための法律—リデュース、リユースを促進する法律につくり替えるため、請願署名を行います。

## 【ごみが減らないので、目標達成が先送りに！】

2003年3月、国の目標数値として「1人1日あたり家庭ごみ排出量（事業系＋資源回収を除く）」について、2000年（654g/人日）を基準として、2010年までに▲20%削減することを閣議決定（循環型社会形成推進基本計画）しました。ところが、ごみは減らず、2007年までに586g/人日（▲10.4%）と半分しか実現できなかったため、2008年3月の閣議決定（第二次循環型社会形成推進基本計画）では、目標の達成年度を2015年に先送りしてしまったのです。

# Q2

容器包装リサイクル法\*って、どんな法律ですか？

**A2** 家庭ごみの6割（容積）を占める容器包装ごみを減らすため、1995年に制定された法律です。

\*容器包装リサイクル法…容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

この法律により、

消費者は「分別排出」する、

自治体は「分別収集・選別保管」する、

容器包装を利用・製造する事業者は「再商品化」する

という役割分担が定められました。

ガラスびんやPETボトルなどを対象にしたものですが、法律のできた15年前にくらべると、プラスチック製の容器包装が、ずいぶん増えてしまいました。

## 2Rを促進する署名運動に参加してください！

# Q3

## 容器包装リサイクル法の何が、問題なのですか？

### A3 税金でリサイクル（収集・選別）していることが、大きな問題点です。

リサイクルは、“分別収集する、選別する”のに手間ひまがかかり、とても大変なのです。

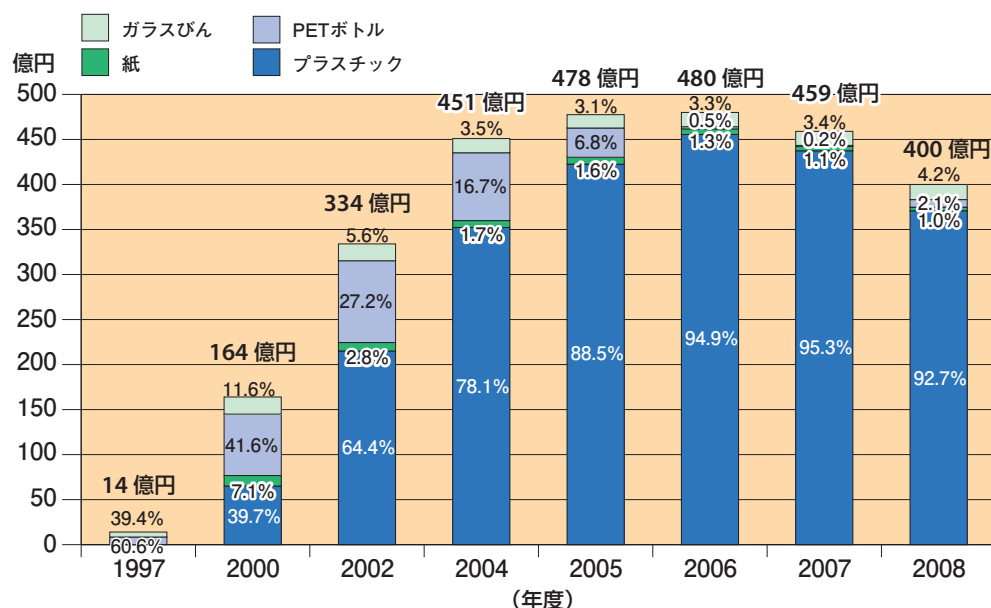
（リサイクル＝分別収集＋選別保管＋再商品化）

でも、容器包装リサイクル法では、自治体が税金でリサイクルのうち最もお金のかかる分別収集・選別保管をすることになっているので、リサイクルは進んでも、容器包装を選ぶ事業者に“ごみの排出量自体を減らそう”と働きかける効果が弱いのです。

また、リサイクル費用の多くが税負担のため、容器包装ごみをあまり出さない消費者が、たくさんの容器包装をリサイクルに出す消費者の分も負担する、不公平な制度となっているのです。容器包装のリサイクルが進み、処分場に埋め立てる量が減ったことは良いことなのですが、リサイクルに回る量を含む「ごみ排出量」は“高止まり”してしまい、

「大量生産→大量消費→大量廃棄」から

「大量生産→大量消費→大量リサイクル」の社会になってしまったのです。



【容器包装別費用負担比較】

| 容器               | g/本 | 【税金】<br>市区町村の収集選別保管費用<br>(円) | 【製品価格】<br>事業者の再商品化費用<br>(円) |
|------------------|-----|------------------------------|-----------------------------|
| PETボトル500ml      | 26  | 4.5                          | 0.05                        |
| ガラスびん（無色）500m    | 195 | 10.5                         | 0.6                         |
| アルミ缶500ml        | 15  | 1.7                          | 0                           |
| スチール缶500ml       | 43  | 4.3                          | 0                           |
| その他プラスチック（マヨネーズ） | 18  | 1.9                          | 1.4                         |

市区町村の収集費用はびん再使用ネットワーク廃棄物会計調査報告書2002事業年度版より計算  
事業者の再商品化費用は、容器包装リサイクル法に基づく2008年度の委託単価で計算。

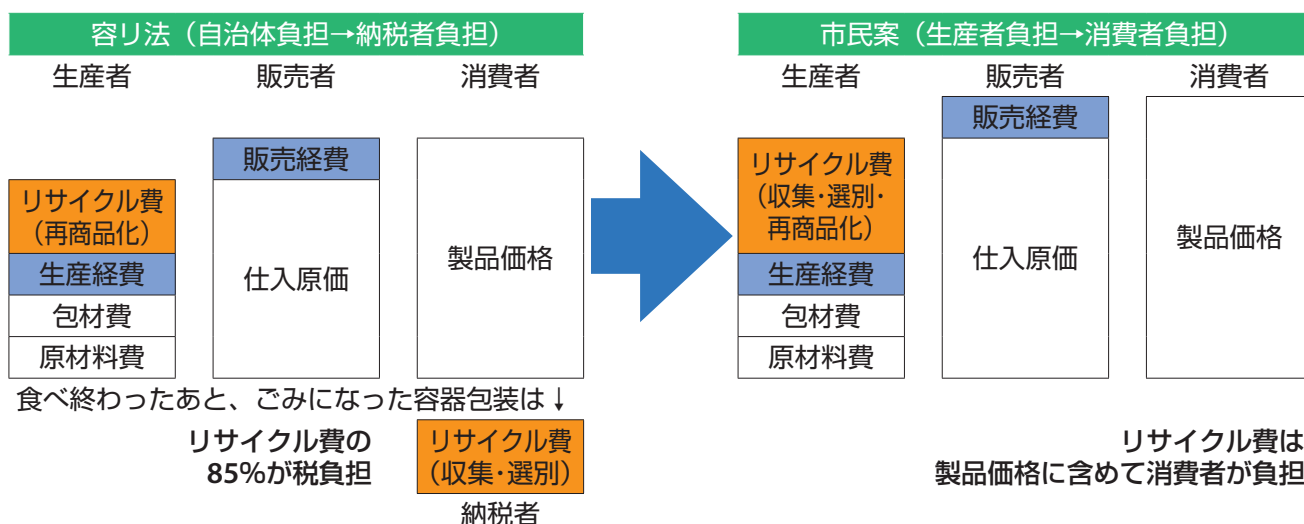
# Q4

どんな法律につくり替えるのですか？

## A4 リサイクル費(分別収集・選別保管・再商品化)の100%を商品価格に含めるようにします。

現在、リサイクルにかかる費用の15%を占める「再商品化費用」のみ商品の価格に含まれ、85%を占める「分別収集・選別費用」は税負担となっています。

この仕組みを、リサイクル費の100%を生産者が負担して製品の価格に内部化し、それを購入してごみにする消費者が100%のリサイクル費を負担するしくみにつくり替えます。



# Q5

リサイクル費をすべて商品価格に含めると、どうなるのですか？

## A5 容器包装の環境配慮設計が進み、リサイクル容器とリユース容器の費用負担が公平になります。

事業者が、なるべくごみにならないような「環境に配慮した容器包装（例えば、繰り返し使える容器、薄肉化・省資源の容器包装、無包装など）」を積極的に選ぶようになります。

また、リサイクル容器利用事業者とリユース容器利用事業者の費用負担が公平になります。

このような考え方を「拡大生産者責任＊」と呼びます。生産者の費用負担を拡大することが趣旨ではなく、容器包装の最終処分のあり方にも生産者が責任を持つようにするということです。

### 【拡大生産者責任（EPR=Extended Producer Responsibility）】

（その詳細な定義をめぐっては議論がありますが）、3R全国ネットワークではOECD（経済協力開発機構）の取りまとめた、『廃棄物の処理費用を内部化すること』と捉えています。

OECDによれば、EPRの主な効果は、廃棄物管理のための財政的および（または）物理的責任を地方自治体および一般納税者から生産者へ移転することにより、「製品の素材選択や設計について、上流側の変化を促す。また、生産者に対し、製品に起因する外部環境コストを内部化するように適切なシグナルを送ることができる。」とされています。

—OECDの拡大生産者責任ガイダンス・マニュアルより—

## 2Rを促進する署名運動に参加してください！

## Q6

その他には、どのように2Rを促進するのですか？

A6 容器包装リサイクル法に  
以下の制度を盛り込みます。

- ①CO<sub>2</sub>排出量の大幅削減に相当するような、「ごみ排出量の削減目標の強化」。
- ②レジ袋など「使い捨て容器の無料配布の禁止」。
- ③経済的な優遇措置による「リユース容器の普及」。
- ④容器包装と同じようにリサイクルできる「分別収集袋やクリーニング袋等の対象品目化」。

さらに、「製品プラスチックのリサイクルを進める」法制度の制定を求め、その回収リサイクル費用の製品価格への内部化を求めます。

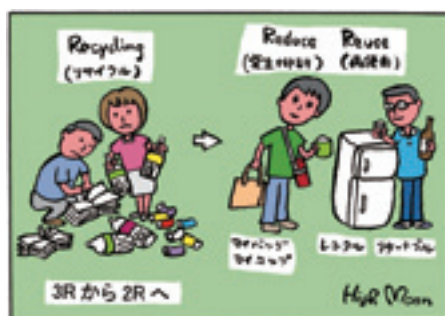
## 私たちがめざす3R社会

まず減らす（リデュース）、次にくり返し使う（リユース）があたり前になる社会をめざしています。

**スーパーやコンビニでは**  
レジ袋の無料配布はなし。  
野菜や肉、魚はトレーでなく、  
裸売りや量り売り、最低限の包  
装で販売されている。

**宅配サービスでは**  
牛乳、お酒、食材など多く  
の商品がリユース容器に  
入って販売されている。

**大学のキャンパスでは**  
冷水機や無料の給水機、マ  
イボトル・マイカップを使え  
る飲料自販機が充分にある  
ので、ペットボトルなどの  
使い捨て容器の飲料を買わ  
なくてもすむ。



**コーヒーチェーンの店内では**  
マグカップやグラスを使用。使  
い捨て容器は使っていない。

**小中学校では**  
給食の牛乳はリユース  
びん、子どもたちは皆  
2Rを知っている。

**自治体などの会議では**  
ペットボトルのお茶など  
の使い捨て容器入り飲料  
は使用しておらず、湯飲  
みや水差しを使用。

**イベント会場やスタジアムでは**  
飲み物、食べ物は、デポジットによ  
るリユースカップ、リユース食器で  
販売され、ごみが出ない。

**自治体のごみ収集では**  
市区町村が、容器包装のリサイクル収  
集費用の負担から解放された結果、多  
くの自治体で、生ごみの分別回収の取  
組みが進み、各地で地産地消のバイオ  
マスエネルギーが活用されている。



## 署名運動に、ご参加下さい

- ①署名用紙は、3R全国ネットワークのホームページからダウンロードして、コピーしてご使用ください。尚、本パンフレット掲載のものは見本段階です。正式な署名用紙は、9月上旬までに作成します。
- ②署名用紙の提出は、2011年度通常国会（1月～6月中旬）です。3R全国ネットワークへの提出は、5月末までに送付いただければ間に合いますが、できれば、2011年3月までにお送りください。
- ③各団体から、直接、国会に提出される場合には、事前に3R全国ネットワーク事務局にご連絡ください。

## 活動方法は『国会へ』と『自治体へ』の2つのアプローチがあります

### 【1】国会への請願署名

- ①署名は一枚の用紙で集めて、衆議院議長宛と参議院議長宛には、提出する時に振り分けます。
- ②団体独自で、請願代表者を決めて国会提出できる団体は、ぜひ、そのようにしてください。提出には紹介議員が必要です。紹介議員になってもらう活動も、とても重要です。
- ③署名活動についての詳しい説明は、3R全国ネットワークのホームページをご覧ください。

### 【2】自治体へのアプローチについて

- ①【意見書採択のための請願】  
地方自治法第99条に基づく国会請願署名と連動した内容の意見書の採択を求める請願（もしくは陳情）を進めます。（陳情にするかどうかの判断は、自治体ごとに異なります）
- ②【自治体の3Rチェックによる請願】  
自分の自治体の3Rに関する取組みをチェックして、できていない部分を①の請願項目に追加して取組みます。この場合、請願事項の文言の追加は、それぞれの自治体ごとに異なることになります。
- ③【首長へのアプローチ】  
この署名運動に賛同いただける首長のお名前を、ホームページで公開したり、国や事業者団体などへ紹介したりしますので、首長の賛同を依頼して、3R全国ネットワーク事務局にご連絡ください。

\*自治体へのアプローチは、すべての団体が取り組まなければならないということではなく、可能な場合に各団体の判断で行って下さい。市区町村議会への請願署名を行う場合には、議会への提出時期が限られることから、同一地域で取組む他の団体等と相互に連絡を取り合い、議会への提出時期を調整することが必要です。できれば地域でのネットワークを作っていただくことを歓迎します。互いの連絡先は、3R全国ネットワーク事務局にお問合せください。

# 2Rを促進する署名運動に参加してください！

## 【3】国会請願署名用紙（見本）

この署名用紙の「請願事項」は見本段階です。今後、内容を修正し、9月上旬までに正式版を作成します。

| 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める国会請願署名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 衆議院議長 殿<br>参議院議長 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |
| <p>一 請願の要旨</p> <p>2006年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目の附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。</p> <p>このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。自治体が税金を使って分別収集しているため、容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく発生抑制や環境配慮設計について、真剣に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かないのです。</p> <p>今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。レジ袋などは、先進国だけでなく、アジアの国々でも、無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られています。</p> <p>我が国においても、一日も早く、持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について請願いたします。</p> |    |
| <p>二 請願事項</p> <p>1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。</p> <p>2. リデュース、リユースを促進するため、次のような様々な制度を、容器包装リサイクル法の中で法制化する。</p> <p>①CO<sub>2</sub>排出量の大幅削減に相当するように、ごみ排出量の削減目標を強化する。</p> <p>②レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止する。</p> <p>③経済的な優遇措置により、リユース容器利用事業者の不公平を是正し、リユース容器の普及を促す。</p> <p>④容器包装と同じようにリサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も容器包装リサイクル法の対象に加える。</p> <p>3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制化する。</p>                                                                         |    |
| 名前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 住所 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |
| <p>【取扱い団体】</p> <p>【問い合わせ】</p> <p>容器包装の3Rを進める全国ネットワーク TEL 03-3234-3844（市民立法機構気付）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |

## 【4】市区町村議会請願署名用紙（見本）

| 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願署名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>一 請願の要旨</p> <p>2006年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目の附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。</p> <p>このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。自治体が税金を使って分別収集しているため、容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく発生抑制や環境配慮設計について、真剣に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かないのです。</p> <p>今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止」や「ペットボトル入の飲料水の調達を禁止」する自治体が登場しています。</p> <p>我が国においても、一日も早く、持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について請願いたします。</p>              |    |
| <p>二 請願事項</p> <p>地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする『容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書』を、国会及び関係行政庁に提出すること。</p> <p>1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。</p> <p>2. リデュース、リユースを促進するため、次のような様々な制度を、容器包装リサイクル法の中で法制化する。</p> <p>①CO<sub>2</sub>排出量の大幅削減に相当するように、ごみ排出量の削減目標を強化する。</p> <p>②レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止する。</p> <p>③経済的な優遇措置により、リユース容器利用事業者の不公平を是正し、リユース容器の普及を促す。</p> <p>④容器包装と同じようにリサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も容器包装リサイクル法の対象に加える。</p> <p>3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制化する。</p> |    |
| <p>（自治体名）議長 殿</p> <p>20 年 月</p> <p>団体名 ○○○○○○</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |
| 名前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 住所 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |
| <p>【取扱い団体】</p> <p>【問い合わせ】</p> <p>容器包装の3Rを進める全国ネットワーク TEL 03-3234-3844（市民立法機構気付）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |

## 【5】自治体の3Rチェック

【3Rチェック（例）】 自分の住んでいる市区町村の状況をチェックし、足りない点があれば、【4】の自治体請願用紙に請願事項を加えて、署名を集めて下さい。

| 項目                                 | 自治体の状況  | 請願事項                                        |
|------------------------------------|---------|---------------------------------------------|
| 発生抑制を促進するための、ごみ減量等の自治体の数値目標はありますか？ | なし      | ごみ減量等のリデュース目標を設定して下さい。                      |
| レジ袋の有料化を促すための、自治体の支援策がありますか？       | なし      | スーパーやコンビニなどとレジ袋無償配布禁止の協定を結ぶなど、支援策を導入してください。 |
| 学校牛乳はリユースびんですか？                    | 紙パック    | 学校牛乳をびん化し、もったいない、大事に使うという、3Rの環境教育を導入してください。 |
| 自治体の会議等で、ペットボトルに入ったお茶や水が使われていませんか？ | 使っている   | 会議に提供する飲料には、ペットボトルなどの使い捨て容器入りの飲料を禁止して下さい。   |
| 公共施設には、冷水機や給湯室がありますか？              | 自販機しかない | 自販機よりも、冷水機や給湯室を設置してください。                    |
| イベントでリユース食器を使用するように促す支援策がありますか？    | ない      | リユース食器普及のための支援策を導入して下さい。                    |
| プラスチック製容器包装は、分別収集されていますか？          | 燃やしている  | リサイクル推進のため、分別収集して下さい。                       |
| スーパーの店頭回収を支援するしくみがありますか？           | ない      | スーパーやコンビニなどへの店頭回収支援策を導入してください。              |
| 分別収集の費用は、容器包装の品目別に公開されていますか？       | 非公開     | 廃棄物会計に取組んで、情報を市民に公開してください。                  |

## こんな道具を用意しています。ご活用ください

「呼びかけパンフレット（このパンフレット/頒布価格50円）」、「署名用紙（有料）」、「チラシ（有料）」「次の容器包装リサイクル法改正市民案（頒布価格300円）」「学習会用パワーポイント画面（無料）」は、3R全国ネットのホームページからダウンロードできます。「2R促進をアピールするWEB動画（無料）」は、インターネットでのリンクや閲覧ができます。「学習会への講師派遣（費用要相談）」、その他詳しくは、3R全国ネットのホームページをご覧ください。

## 【賛同のお願い】

- \* 署名運動の賛同は、3R全国ネットワーク事務局に電話・FAXするか、ホームページよりお申込ください。
- \* できましたら賛同金をお願いします。個人一口1,000円、団体一口5,000円です。可能でしたら一口10万円の拠出金へのご協力もお願いします。

2010年7月

## 容器包装の3Rを進める全国ネットワーク

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門ウッドフィール2F 市民立法機構気付

TEL●03-3234-3844 FAX●03-3263-9463

Eメール●reuse@citizens-i.org URL●http://www.citizens-i.org/gomi0/

郵便振替 口座番号:00110-1-352268 口座名義:容リ法改正全国ネットワーク